

(平成25年4月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

東京厚生年金 事案 24231

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月16日は78万1,000円、20年7月25日は43万円、同年12月16日は47万円、22年7月25日は55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成18年12月16日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月16日
④ 平成22年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録がない。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している申立人に係る「賃金台帳（賞与）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年12月16日は78万1,000円、20年7月25日は43万円、同年12月16日は47万円、22年7月25日は55万円とすることが妥当である。

なお、申立て人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 24232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 20 年 7 月 25 日は 33 万円、同年 12 月 16 日は 38 万円、22 年 7 月 25 日は 47 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 55 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 20 年 7 月 25 日

② 平成 20 年 12 月 16 日

③ 平成 22 年 7 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録がない。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の破産管財人が保有している申立人に係る「賃金台帳（賞与）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 20 年 7 月 25 日は 33 万円、同年 12 月 16 日は 38 万円、22 年 7 月 25 日は 47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 24233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 20 年 7 月 25 日は 90 万円、同年 12 月 16 日は 93 万円、22 年 7 月 25 日は 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 41 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成 20 年 7 月 25 日
② 平成 20 年 12 月 16 日
③ 平成 22 年 7 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録がない。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の破産管財人が保有している申立人に係る「賃金台帳（賞与）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 20 年 7 月 25 日は 90 万円、同年 12 月 16 日は 93 万円、22 年 7 月 25 日は 80 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 24234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月7日は70万4,000円、同年12月8日は77万円、17年7月8日は70万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成15年7月7日
② 平成15年12月8日
③ 平成17年7月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録がない。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧票」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧票において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月7日は70万4,000円、同年12月8日は77万円、17年7月8日は70万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 24235

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和40年4月1日から49年3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和49年3月31日とされているところ、B社が保有しているA社における申立人に係る従業員カードには、「退職月日」欄及び「失業保険の喪失月日」欄は同年3月31日、「厚生年金の喪失月日」欄及び「健康保険の喪失月日」欄は同年4月1日と記載されていることが確認できることから、同社は、申立人が同年3月31日まで勤務していたことを認識した上で、厚生年金保険等の社会保険の手続を行った、又は、行うことを想定していたものと認められる。

このことについて、B社は、「従業員カードからみて、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料も給与から控除しており、また、申立人に係る資格喪失日について、社会保険事務所（当時）に昭和49年4月1日と届け出るべきところ、誤って同年3月31日と届け出たと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年2月の

社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出るべきところ、誤って同年3月31日と届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 24236

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月17日から同年10月16日まで

A社（その子会社を含む。）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からその子会社であるC社への異動はあったものの、申立期間を含めてA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有しているA社における申立人に係る従業員名簿及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及びその子会社に継続して勤務し（昭和42年10月16日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明としているが、申立人と同様に申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無いが、雇用保険の被保険者記録はある同僚について、厚生年金保険の資格喪失日は昭和42年9月17日、雇用保険の離職日は同年9月16日とされており、それぞれの記録は符合していることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤ってそれぞれ符合する年月日を記録したとは考え難く、事業主は申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を同年9月17日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 24237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場D事業部における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和12年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月21日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された退職者一覧台帳及び申立人から提出された辞令により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和38年3月1日に同社C工場D事業部から同社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場D事業部における昭和38年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 24238

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 54 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録と相違しているので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、24 万円と記録されているところ、同社が加入していた B 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳によると、昭和 54 年 3 月の随時改定により 32 万円とされていることが確認できる。

また、A 社の申立期間当時の経理担当者及び上記厚生年金基金は、申立期間当時の厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合に係る各種届出について、複写式の様式を使用していたと述べている。

さらに、上記経理担当者は、上記各種届出を行った後に当該記録を台帳に記入した上で、厚生年金保険料を給与から間違なく控除していた旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（32 万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

東京厚生年金 事案 24239

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とする必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、B社は、「フランチャイズ加盟企業を新たに設立し、従業員を転籍させる場合、転籍先事業所が適用事業所となったときに、資格喪失及び資格取得の手続を行っていたと思われる。申立期間当時は、転籍先のC社が開業後間もない時期であり、給与は従前のA社から支給されていたはずである。C社が適用事業所となったとき（昭和58年10月1日）の被保険者については、事務過誤により、A社における資格喪失日を転籍日である昭和58年9月21日と届け出たものと考えられる。」旨回答していることから、申立人は、申立期間について、同社において被保険者資格を有していたと認められ、申立人の同社における資格喪失日をC社における資格取得日である同年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 58 年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 24240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月12日

A病院に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。申立期間に賞与が支払われた覚えがあるので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保有する給与支給明細書（平成17年2回目賞与）及び給与振込明細一覧表により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 24241 (事案 18092 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 27 年 5 月から 28 年 8 月 1 日まで

A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いため、第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正を行うことはできない旨の通知を受けた。調査結果では試用期間があったとのことだが、入社から 3 か月経過しても加入記録が無いのは考えられない。今回、当時の同僚を新たに思い出したので、再調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、同僚一人の供述により、申立人が、申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できるものの、B 社は、申立人に関する資料は残っておらず、当時のことを知る従業員もいない旨回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いや保険料控除について確認することができず、また、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び従業員 17 人に照会したところ 12 人から回答があり、このうち二人が、A 社は 3 か月の試用期間があったとし、6 人が、厚生年金保険の資格取得日が自身の入社日よりも 4 か月から 12 か月後となっている旨回答しており、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれること等から、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 29 日付で年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな情報として、当時の同僚 15 人の姓を挙げるとともに、会社の書類は当時手書きであったため、誤りがあったと思う旨主張している。

このため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人が挙げた姓と同じ姓であることが確認できる 17 人のうち、前回未調査で連絡先が判明した 3 人に照会したところ二人から回答があり、一人は入社から 3 か月後に、残る一人は入社と同時に厚生年金保険に加入したとしているが、後者は同社入社前において被保険者記録を有しているなど取扱いが異なる上、両人とも、同社における厚生年金保険の取扱いは不明であると回答している。

また、前回未調査で、上記被保険者名簿により申立期間に A 社において被保険者記録を有していることが確認でき、新たに連絡先が判明した従業員二人に照会したところ一人から回答があったが、同人も、入社から 5 か月後に厚生年金保険に加入し、また、同社における厚生年金保険の取扱いは不明である旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿と厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の資格取得日は一致しており、社会保険事務所（当時）における事務処理誤り等の形跡は見当たらない。

加えて、上記の入社から 3 か月後に厚生年金保険に加入している者の供述から当時の経理担当者の姓を把握することはできたが、連絡先不明のため、同人から当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。